

令和元年度 第3回熊本県地域医療対策協議会	資料 2
令和元年度12月24日	

熊本県医師修学資金貸与医師 キャリア形成プログラム (案)

令和元年(2019年)12月
熊本県健康福祉部

目 次

1	熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラムについて	1
2	プログラム対象者	1
3	プログラム対象期間	1
4	プログラム対象医療機関	2
5	貸与医師の勤務のローテーション	2
6	専門研修について	3
7	勤務先の決定	4
8	コース	4
	(1) 熊本大学病院専門研修プログラムコース	4～12
	総合診療、内科、外科、小児科、産婦人科、精神科、皮膚科、 眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、泌尿器科、整形外科、脳神経外科、 救急科、麻酔科、放射線科、病理、臨床検査	
	(2) 熊本医療センター専門研修プログラムコース	13～14
	総合診療、内科、救急科	
	(3) 熊本赤十字病院専門研修プログラムコース	14～15
	総合診療、内科、救急科	
	(4) 済生会熊本病院内科専門研修プログラムコース	16
	(5) 人吉医療センター総合診療専門研修プログラムコース	16
9	対象者に対するキャリア形成支援	17
10	一次中断	17
11	返還	17

1 熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラムについて

- (1) 本プログラムは、医療法の規定に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目標として、熊本県が作成するプログラムです。
- (2) 本プログラムは、次の通知等に基づき作成しています。
 - キャリア形成プログラム運用指針について
(平成30年7月25日付け厚生労働省医政局帳通知)
 - 熊本県医師修学資金貸与条例
 - 熊本県医師修学資金貸与条例施行規則
 - 熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱
 - 熊本県地域医療支援機構が実施する地域医療を志す医学生及び地域医療に従事する医師のキャリア形成支援

2 プログラム対象者

- (1) 熊本県医師修学資金貸与医師

令和2年度以降に大学に入学した修学資金貸与学生については、大学6年生に進級する際に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意を行うとともに、臨床研修修了時に、プログラムの中から具体的なコースを選択していただきます。

なお、平成31年度以前に大学に入学した対象者についても、プログラムの趣旨を御理解の上、適用に同意していただきますようお願いいたします。

- (2) その他市町村が修学資金を貸与した地域枠医師、プログラムの適用を希望する医師についても適用可能です。

3 プログラム対象期間

修学資金の返還免除を受けるためにプログラム対象医療機関で勤務する期間

修学資金の返還免除のためにプログラム対象医療機関(知事指定医療機関)での勤務が必要な期間は次のとおりです。

入学時、又は1年生時から貸与を受けた場合

貸与期間の2分の3に相当する期間(通常9年間)

2年次以降に貸与を受けた場合

貸与期間に3年を加えた期間

4 プログラム対象医療機関

- (1) 臨床研修 : 熊本大学病院及び県内の基幹型臨床研修病院
- (2) 臨床研修修了後 : 知事が指定する次の第1～3グループの医療機関

【第1グループ】

圏域	病院名
有明	荒尾市民病院 公立玉名中央病院
鹿本	山鹿市民医療センター
菊池	熊本再春医療センター
八代	熊本労災病院 熊本総合病院
芦北	国保水俣市立総合 医療センター
球磨	人吉医療センター
天草	天草地域医療センター 天草中央総合病院

【第2グループ】

圏域	病院名
阿蘇	阿蘇医療センター 小国公立病院
上益城	そよう病院
球磨	公立多良木病院
天草	上天草総合病院 河浦病院 新和病院 栖本病院

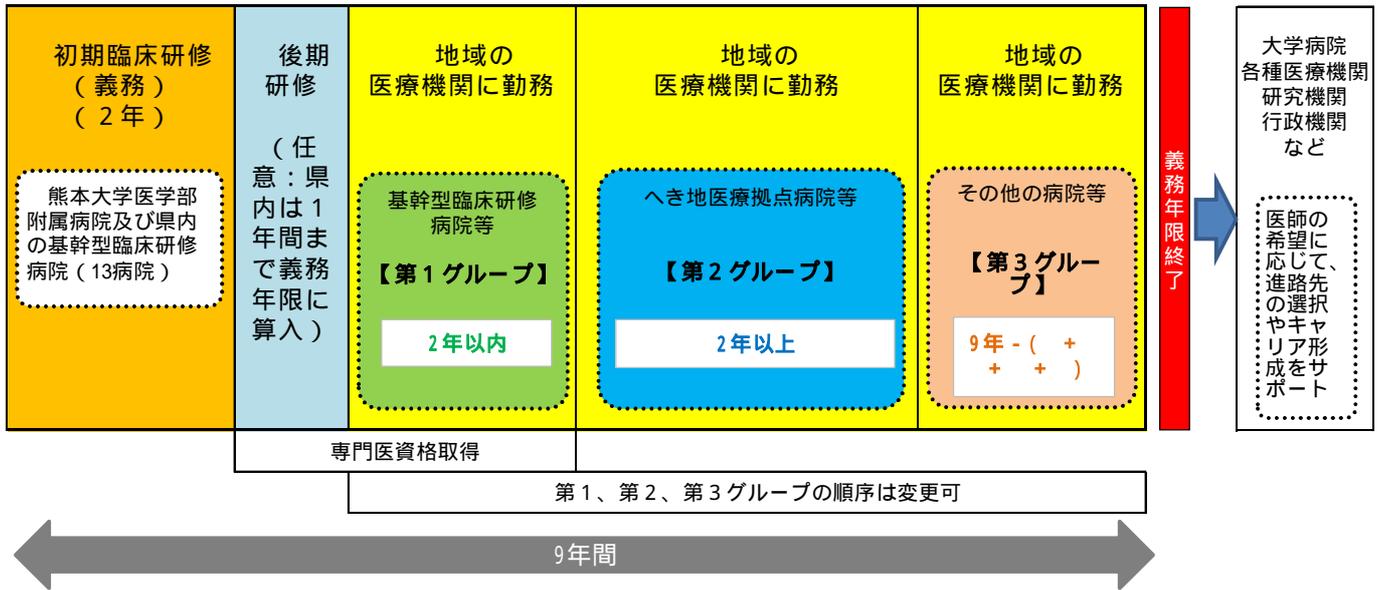
【第3グループ】

圏域	病院名
熊本	こころの医療センター
宇城	熊本南病院 ①こども総合療育センター ②宇城市民病院 ③済生会みすみ病院
有明	④玉名地域保健医療センター ⑤和水町立病院
菊池	⑥菊池郡市医師会立病院 ⑦菊池病院
阿蘇	⑧産山村診療所
八代	⑨八代市医師会立病院 ⑩八代北部地域医療センター ⑪椎原診療所
天草	⑫牛深市民病院 ⑬苓北医師会病院 ⑭湯島へき地診療所 ⑮御所浦診療所

5 貸与医師の勤務のローテーション

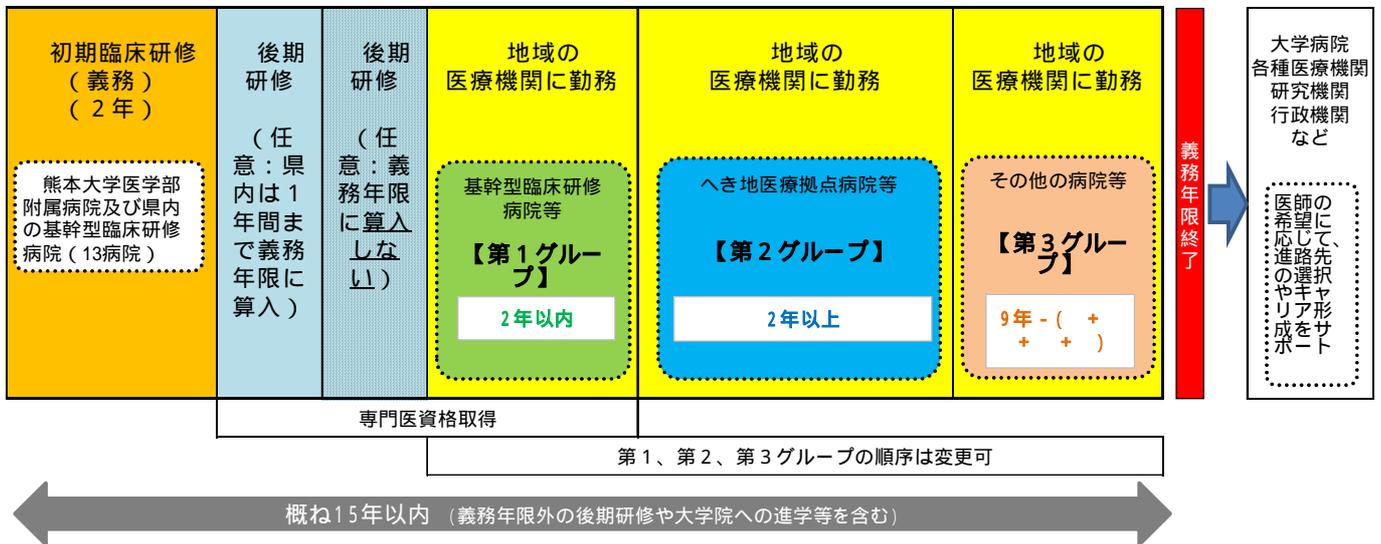
- (1) 区分ごとに次の期間を基本とし、後期研修や大学院への進学期間を合わせて概ね15年以内でなるべく早期に義務期間を満了するよう努める必要があります。
- | | | |
|--------|-------|----------------|
| 第1グループ | 2年間以内 | } グループ間の順序は変更可 |
| 第2グループ | 2年間以上 | |
| 第3グループ | 残期間 | |
- (2) 第3グループの医療機関のうち、診療所に勤務した場合には、当該期間を第2グループの医療機関で勤務した期間とみなします。
- (3) プログラム対象者のモデルキャリアパス例（各診療科共通）は次のとおりです。

熊本県医師修学資金貸与医師のモデルキャリアパス例 (最短の9年間で返還免除となる場合)



熊本県医師修学資金貸与医師のモデルキャリアパス例 (義務年限後の後期研修を受ける場合)

条例に規定する後期研修は、専門研修プログラムによる専門医資格取得のために1年を超えて研修できるが、義務年限に算入できるのは県内医療機関での1年間まで。



6 専門研修について

専門医資格の取得を目的として、プログラム対象期間中に専門研修に従事することは可能です。ただし、研修先がプログラム対象医療機関でない場合、義務償還期間に算定されるのは、県内の医療機関で研修した1年間のみとなります(上記モデルキャリアパス例の「後期研修」に該当)。

7 勤務先の決定

県内各地域における医師不足の状況や本人の意向、研修先・勤務先の状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において勤務先を調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

8 コース

基本領域ごとのコースの例（最短で義務を償還する場合）は次のとおりです。

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

地域で不足する医師の確保につながるよう、コースは毎年見直します。

(1) 熊本大学病院専門研修プログラムコース

総合診療コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		第1グループ		第2グループ		第2グループ	第2又は第3グループ		後期研修(義務内)	義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		専門研修 ・公立玉名中央病院 ・人吉医療センター ・熊本総合病院 ・天草地域医療センター			・阿蘇医療センター ・小国公立病院 ・そよう病院 ・公立多良木病院 ・上天草総合病院 ・河浦病院 ・新和病院 ・栖本病院		第2グループの医療機関	第2又は第3グループの医療機関		
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	-	

【備考（総合診療）】

第1～3グループ、後期研修（義務内）の順序は入れ替え可能です。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の各地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

内科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第1グループ		第2グループ		第3グループ			義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		熊本大学 病院	専門研修 ・荒尾市民病院 ・公立玉名中央病院 ・山鹿市民医療センター ・熊本再春医療センター ・熊本労災病院 ・熊本総合病院 ・水保市立総合医療センター ・人吉医療センター ・天草地域医療センター ・天草中央総合病院		・阿蘇医療センター ・小国公立病院 ・そよう病院 ・公立多良木病院 ・上天草総合病院 ・河浦病院 ・栖本病院		・熊本南病院 ・菊池郡市医師会立病院 ・椎原診療所 ・湯島へき地診療所			
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	-	

【備考(内科)】

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

外科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第1グループ		第2グループ		第3グループ			義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		熊本大学 病院	専門研修 ・荒尾市民病院 ・公立玉名中央病院 ・山鹿市民医療センター ・熊本再春医療センター ・熊本労災病院 ・熊本総合病院 ・水保市立総合医療センター ・人吉医療センター ・天草地域医療センター ・天草中央総合病院		・阿蘇医療センター ・小国公立病院 ・そよう病院 ・公立多良木病院 ・上天草総合病院 ・河浦病院		・熊本南病院 ・宇城市民病院 ・済生会みすみ病院 ・玉名地域保健医療センター ・和水町立病院			
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	-	

【備考(外科)】

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

小児科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		第1グループ	後期研修(義務内)	第1グループ	第3グループ		第2グループ		
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		専門研修 ・公立玉名中央病院 ・熊本再春医療センター ・水俣市立総合医療センター ・人吉医療センター		・熊本大学病院 ・熊本市市民病院 ・熊本赤十字病院	・公立玉名中央病院 ・熊本再春医療センター ・水俣市立総合医療センター ・人吉医療センター	・こども総合療育センター	・阿蘇医療センター ・小国公立病院 ・公立多良木病院 ・上天草総合病院		
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	-

【備考（小児科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

産婦人科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修(義務内)	後期研修(義務外)	第1グループ	第1グループ	第2グループ		第3グループ		
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		・熊本大学病院	・熊本赤十字病院	・熊本労災病院	・熊本労災病院	・公立多良木病院		・牛深市民病院		
義務償還期間(年)	1	2	3	-	4	5	6	7	8	9	-

【備考（産婦人科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

精神科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第3 グループ	後期研修 (義務外)	第3 グループ	第1 グループ	第3 グループ	第2グループ			義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		専門研修 熊本大学病院			県立こころの医療センター 国立病院機構菊池病院		熊本労災病院	県立こころの医療センター 国立病院機構菊池病院			
第2グループの医療機関												
義務償還期間(年)	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	-	

【備考（精神科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

皮膚科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第1グループ		第2グループ		第2グループ			義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		熊本大学病院	専門研修 荒尾市民病院 公立玉名中央病院 熊本労災病院 熊本総合病院 水俣市立総合医療センター			小国公立病院 公立多良木病院 上天草総合病院		小国公立病院 公立多良木病院 上天草総合病院		
第2グループの医療機関											
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	-	

【備考（皮膚科）】

専門研修期間中の熊本大学病院、第1グループ、第2グループの順序は変更可能です。

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

眼科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第1グループ		第2 グループ	第2グループ			
勤務(研修)先医療機関 候補	臨床研修 県内の基幹型臨床 研修病院		熊本大学 病院	専門研修 ・山鹿市民医療セン ター ・熊本労災病院 ・熊本総合病院 ・水俣市立総合医療セ ンター ・人吉医療センター		・公立多良 木病院 ・上天草総 合病院	・公立多良木病院 ・上天草総合病院			
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	-

【備考（眼科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

耳鼻咽喉科・頭頸部外科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第1グループ		後期研修 (義務外)	第2グループ			第3 グループ	
勤務(研修)先医療機関 候補	臨床研修 県内の基幹型臨床 研修病院		熊本大学 病院	専門研修 ・荒尾市民病院 ・山鹿市民医療セン ター ・熊本労災病院 ・熊本総合病院 ・水俣市立総合医療セ ンター ・人吉医療センター ・天草中央総合病院		・荒尾市民病院 ・山鹿市民医療セン ター ・熊本労災病院 ・熊本総合病院 ・水俣市立総合医療 センター ・人吉医療センター ・天草中央総合病院	・阿蘇医療センター ・小国公立病院 ・上天草総合病院			・牛深市民 病院	
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	-	6	7	8	9	-

【備考（耳鼻咽喉科・頭頸部外科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

泌尿器科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第1グループ		後期研修 (義務外)	第2グループ					義務年限終了
勤務(研修)先医療機関名	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		熊本大学 病院	専門研修 ・熊本労災病院 ・熊本総合病院 ・人吉医療センター		・熊本労災病院 ・熊本総合病院 ・人吉医療センター	・小国公立病院 ・上天草総合病院					
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	-	6	7	8	9	-	

【備考（泌尿器科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

整形外科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	後期研修 (義務外)	第1グループ		第2グループ					義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		熊本大学 病院	・熊本赤十字病院 ・熊本医療センター ・済生会熊本病院 ・熊本中央病院	・公立玉名中央病院 ・熊本再春医療センター ・熊本総合病院 ・水俣市立総合医療センター	・荒尾市民病院 ・山鹿市民医療センター ・人吉医療センター ・天草地域医療センター	・阿蘇医療センター ・小国公立病院 ・そよう病院 ・上天草総合病院					
義務償還期間(年)	1	2	3	-	4	5	6	7	8	9	-	

【備考（整形外科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

脳神経外科コース（例）

卒後（年目）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	後期研修 (義務外)	第1グループ		後期研修 (義務外)	第3グループ		第2グループ		義務年限終了
勤務(研修)先医療機関名候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		専門研修 ・熊本大学病院 ・熊本赤十字病院 ・済生会熊本病院		・荒尾市民病院 ・熊本労災病院 ・熊本総合病院 ・水保市立総合医療センター		・熊本労災病院 ・熊本総合病院		・苓北医師会病院	・苓北医師会病院	・公立多良木病院	
義務償還期間(年)	1	2	3	-	4	5	-	6	7	8	9	-

【備考（脳神経外科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

救急科コース（例）

卒後（年目）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	後期研修 (義務外)	第1グループ	第1グループ	第2グループ		第3グループ	第2グループ	義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		専門研修 ・熊本赤十字病院 ・熊本医療センター ・済生会熊本病院		・荒尾市民病院	・山鹿市民医療センター ・熊本労災病院 ・天草地域医療センター		・公立多良木病院 ・上天草総合病院	・小国公立病院 ・そよう病院	・宇城市民病院 ・牛深市民病院	
義務償還期間(年)	1	2	3	-	4	5	6	7	8	9	-

【備考（救急科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

麻酔科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	後期研修 (義務外)	第1グループ		第3グループ		第2グループ		義務年限終了	
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		専門研修 熊本大学病院		・熊本医療センター ・熊本赤十字病院 ・済生会熊本病院	・熊本労災病院 ・熊本総合病院	・人吉医療センター ・天草地域医療センター	・済生会みすみ病院 ・熊本南病院	・済生会みすみ病院 ・熊本南病院	・阿蘇医療センター ・上天草総合病院		・阿蘇医療センター ・上天草総合病院
義務償還期間(年)	1	2	3	-	4	5	6	7	8	9		-

【備考（麻酔科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

放射線科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第1グループ		第2グループ			第3グループ	義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		熊本大学病院	第1グループの医療機関		第2グループの医療機関			第3グループの医療機関	
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

【備考（放射線科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

病理コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第1グループ		第2グループ				義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		熊本大学病院	専門研修 人吉医療センター		阿蘇医療センター				
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

【備考（病理）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

臨床検査コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第1グループ		第2グループ				義務年限終了	
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		熊本大学病院	カリキュラム制に基づく専門研修 ・荒尾市民病院 ・天草地域医療センター		公立玉名中央病院 ・人吉医療センター		上天草総合病院			阿蘇医療センター
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9		

【備考（臨床検査）】

臨床研修後は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務しながら、カリキュラム制による専門医資格取得を目指していただきます。

第2グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

(2) 熊本医療センター専門研修プログラムコース

総合診療コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	後期研修 (義務外)	第1～3 グループ	第1～3グループ						義務 年限 終了
勤務(研修)先医療機関 候補	臨床研修 県内の基幹型臨床 研修病院		専門研修 熊本医療センター		[第1G] ・公立玉名中央 病院 ・山鹿市民医療 センター [第2G] ・小国公立病院 ・そよう病院 [第3G] ・菊池郡市医師 会立病院	第1～3グループの医療機関 義務年限を通じて、第1グループの勤務期間は2年以 内、第2グループで2年以上の勤務が必要。						
義務償還期間(年)	1	2	3	-	4	5	6	7	8	9	-	

【備考（総合診療）】

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

内科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	後期研修 (義務外)	第1～3 グループ	第1～3グループ						義務 年限 終了
勤務(研修)先医療機関 候補	臨床研修 県内の基幹型臨床 研修病院		専門研修 熊本医療センター		[第1G] ・熊本再春医 療センター [第2G] ・そよう病院 [第3G] ・熊本南病院 ・菊池郡市医師 会立病院	第1～3グループの医療機関 義務年限を通じて、第1グループの勤務期間は2年以 内、第2グループで2年以上の勤務が必要。						
義務償還期間(年)	1	2	3	-	4	5	6	7	8	9	-	

【備考（内科）】

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

救急科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	後期研修 (義務外)		第1グループ		第2グループ		第3グループ		義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		専門研修 熊本医療センター			荒尾市民病院 山鹿市民医療センター 熊本再春医療センター 水俣市立総合医療センター 人吉医療センター 天草地域医療センター 天草中央総合病院		阿蘇医療センター 小国公立病院		熊本南病院 菊池都市医師会立病院		
義務償還期間(年)	1	2	3	-	-	4	5	6	7	8	9	-

【備考（救急科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

(3) 熊本赤十字病院専門研修プログラムコース

総合診療コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	後期研修 (義務外)	第1又は第2グループ	第1～3グループ					義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		専門研修 熊本赤十字病院		[第1G] 人吉医療センター [第2G] 阿蘇医療センター 小国公立病院 そよう病院 公立多良木病院 上天草総合病院 河浦病院 新和病院	第1～3グループの全ての医療機関 義務年限を通じて、第1グループの勤務期間は2年以内、第2グループで2年以上の勤務が必要。					
義務償還期間(年)	1	2	3	-	4	5	6	7	8	9	-

【備考（総合診療）】

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

内科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第1 グループ	第2 グループ	第1～3グループ					義務 年限 終了
勤務(研修)先医療機関 候補	臨床研修 県内の基幹型臨床 研修病院		専門研修 熊本赤十 字病院		・阿蘇医療 センター ・小国公立 病院 ・そよう病 院 ・人吉医療 センター	・第1～3グループの医療機関 義務年限を通じて、第1グループの勤務期 間は2年以内、第2グループで2年以上の勤務 が必要。					
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	-	

【備考（内科）】

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

救急科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	後期研修 (義務外)	第2 グループ	第1～3グループ					義務 年限 終了
勤務(研修)先医療機関 候補	臨床研修 県内の基幹型臨床 研修病院		専門研修 熊本赤十字病院		阿蘇医療 センター	・第1～3グループの医療機関 義務年限を通じて、第1グループの勤務期間は2年以 内、第2グループで2年以上の勤務が必要。					
義務償還期間(年)	1	2	3	-	4	5	6	7	8	9	

【備考（救急科）】

義務年限中に専攻する診療科の医師としての勤務が困難な期間がある場合、当該期間中は一般内科や総合診療等、地域で必要とされる診療科の医師として勤務していただきます。

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

(4) 済生会熊本病院内科専門研修プログラムコース

○ 内科コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第1グループ		第2、3グループ				義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		済生会熊本病院	専門研修 ・熊本再春医療センター ・人吉医療センター ・天草地域医療センター		第2、3グループの医療機関 義務年限を通じて、第2グループで2年以上の勤務が必要。				
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	-

【備考(内科)】

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

(5) 人吉医療センター総合診療専門研修プログラムコース

○ 総合診療コース（例）

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		第1グループ	第2グループ	後期研修 (義務内)	第1～3グループ				義務年限終了
勤務(研修)先医療機関候補	臨床研修 県内の基幹型臨床研修病院		人吉医療センター	・小国公立病院 ・そよう病院 ・公立多良木病院 ・上天草総合病院 ・河浦病院 ・椎原診療所 ・湯島へき地診療所	・熊本赤十字病院 ・熊本医療センター	第1～3グループの全ての医療機関 義務年限を通じて、第1グループの勤務期間は2年以内、第2グループで2年以上の勤務が必要。				
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	-

【備考(総合診療)】

第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

研修先及び勤務先は、県内の地域における医師不足状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、熊本県地域医療対策協議会で協議、決定します。

9 対象者に対するキャリア形成支援

- (1) プログラム対象者に対しては、キャリア形成の視点から、熊本県地域医療支援機構が定期的に面談を行うとともに、随時相談等にも対応します。
- (2) プログラム対象者は、医学生の段階から、地域医療に対する意識を醸成するため、熊本県地域医療支援機構が開催する夏季特別実習などに参加する必要があります。
- (3) 第2、3グループの医療機関での勤務期間においては、専門性の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修を行うことが可能です。

1.0 一次中断

- (1) プログラム対象者は、次のいずれかに該当し、臨床研修又はプログラム対象医療機関に就業できなかった場合、プログラムの中断が可能です。
医学を履修する大学院（学校教育法第97条に規定する大学院をいう。）への進学
傷病、災害、育児休業
- (2) なお、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第65条に規定する産前産後休暇の取得期間は、プログラム対象医療機関で勤務したこととみなします。

1.1 返還

- (1) プログラム対象者は、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の額に利息を加えた額を事由が生じた日の属する月の翌月1日から起算して30日以内に一括して返還する必要があります。
大学を卒業した後死亡したとき
医師の免許取得後直ちに臨床研修に従事しなかったとき
医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事した場合において、その修了前に当該臨床研修に従事しなくなったとき
医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事した場合において、その修了後直ちに対象医療機関に就業しなかったとき
医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事しその修了後直ちに対象医療機関に継続して就業した場合において、対象医療機関に従事しなくなったとき
- (2) (1)の利息の額は、貸与医師が修学資金の貸与を受けた日の属する月から大学を卒業した日の属する月までの月数に応じ、貸与を受けた修学資金の額につき年10%の割合で計算した額です。

お問い合わせ先

キャリア形成支援に関すること

〒860-8556

熊本県熊本市中央区本荘1丁目1番1号

熊本県地域医療支援機構

TEL : 096-373-5923 FAX : 096-373-5952

修学資金貸与制度に関すること

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県健康福祉部健康局 医療政策課

企画・医師確保班

TEL : 096-333-2204 FAX : 096-385-1754 Mail : iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp